

令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託仕様書

1 業務の目的

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童相談所の体制強化等の一環として、子どもの権利擁護や支援などが適切に行われていないとの指摘を踏まえ、改正法において、児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととされている。

児童相談所の第三者評価は、評価を通じて「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認するとともに、評価結果を踏まえ、児童相談所が適切に運営されるためのソーシャルワークの在り方や必要な職員配置及び関係機関との連携等の確認・見直し、改善等に繋げていくことを目的とする。

2 委託業務名

令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託

3 評価対象児童相談所

- (1) 名称 千葉県市川児童相談所（船橋支所も含む）

所在地 市川市東大和田2-8-6

職員数（令和7年4月1日現在）220名

一時保護所の定員数 28名

- (2) 名称 千葉県銚子児童相談所

所在地 銚子市台町2-1-83

職員数（令和7年4月1日現在）63名

一時保護所の定員数 15名

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 評価業務実施に係る基本的事項等

- (1) 基本事項

ア 受託者は、評価対象である「児童相談所」の目的、性格、役割、関係法令等を理解し、児童相談所の来所者や一時保護所に保護された児童（以下「保護児童」という。）の人権や心情等を十分に配慮した上、評価業務を実施すること。

イ 受託者は、評価業務を遂行するために、受審対象所属（保護児童を含む）に対して、評価制度の趣旨、目的、内容等を丁寧かつ慎重に説明すること。

- (2) 実施体制及び管理責任者の決定

受託者は、第三者評価の実施者（以下「評価者」という。）及び管理責任者を決定し、契約締結後速やかに名簿を提出すること。

(3) 打ち合わせの方法等

ア 事前打ち合わせ

受託者は、本契約締結後 2 週間以内に打ち合わせを実施すること。事前打ち合わせには、評価者及び管理責任者が必ず参加すること。

当該打ち合わせの内容としては、以下のとおりとする。

(ア) 委託者から、受審のねらい、評価機関への留意事項、受審児童相談所にかかる説明

(イ) 受託者から、第三者評価への取組姿勢、評価の具体的な実施手法・手順、スケジュール（案）、評価結果報告イメージの説明

イ 職員説明

受託者は、「ア 事前打ち合わせ」の後、速やかに各評価実施場所において、必ず児童相談所職員への説明会を開催すること。

(4) 必要な資料等

ア 受託者が評価業務を実施するのに際し、委託者が保有する資料等が必要な場合は、一覧等を作成するとともに、委託者に申し出た上で協議するものとする。

イ 委託者は、協議内容を十分に検討し、可能な限り貸与すること。この場合、委託者及び受託者は貸出簿等を作成し、相互に適切な管理を行った上で貸与するものとする。

ウ 受託者は、貸与された資料等について、貸与期間中はその取扱い及び保管については、十分に注意し、業務完了後に双方で貸出簿等により確認を行い返却すること。

エ アからウに規定する資料の貸与に関し、児童相談所が保有する保護児童の個人情報については、理由の有無に関わらず貸与しないものとする。

6 評価項目・評価基準

評価基準については、①令和 2 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業児童相談所の第三者評価に関する調査研究」、②令和 6 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業一時保護の第三者評価に関する研究」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの報告書）に報告されている第三者評価項目・評価基準（案）を基本とした項目を用いるものとする。

参考:①https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_210412/

②https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_250428_03/

7 評価の方法

受託者が実施する評価方法については、次のとおりとする。

なお、アンケート及びヒアリングを実施するにあたっては、事前に対象者に対して、趣旨、目的、内容等を十分に説明すること。

(1) 児童相談所職員への自己評価及び保護児童等へのアンケート実施、確認

(2) 関係機関に対するアンケート実施、確認

- (3) 児童相談所でのヒアリング調査の実施
- (4) (1) ～ (3) での調査結果及び貸与された資料の分析
- (5) その他、評価に必要と認められた方法

8 評価報告書の報告

受託者は、各評価実施場所において、児童相談所の職員に対して、ヒアリング調査の結果や、課題、改善方法及び評価結果などについて報告を行うものとし、必ず対象児童相談所の理解を得ること。

9 評価報告書等の提出

受託者は、委託期間終了日までに「評価報告書（電子媒体）」を委託者に提出しなければならない。なお、提出を受けた成果物については、委託者の権利に帰属するものとする。

また、委託業務が完了したときは別紙様式により業務完了報告書を提出しなければならない。

なお、評価報告の概要については千葉県ホームページ上において公開する。

10 費用

業務の履行に要する費用は全て、本契約の契約金額に含まれるが、受託者が児童相談所で実施するヒアリング調査において、昼食を必要とする場合は実費を徴収する。

11 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

受託者

氏 名

下記の契約について、業務が完了しましたので報告します。

記

- 1 受託業務名
- 2 契約年月日
- 3 契約金額
- 4 履行期限